

～ 外国法令紹介 ～

ベトナムのグラスルーツ和解に関する関連法規

JICA ベトナム長期派遣専門家
多々良 周 作

1 はじめに

16 頁以下に、ベトナムにおけるグラスルーツ和解¹に関する国会常務委員会令及び政府議定の日本語訳を掲載した。これらの法規に規定されている制度は、ベトナムにおける紛争解決制度のうち、いわゆる部落の紛争解決組織として、法律学あるいは文化人類学の立場から紹介されてきたことのある制度である。本制度の実態については、当職の越語文献の解読能力に限界があることやベトナム国内で適切な日本語文献入手することが困難であることなどの種々の制約から、十分に把握することができていないものであるが、これまで公開された日本語訳がなかったことから、その提供自体に意義があるものと考え、拙訳²を提供する次第である。

2 制度の概要

(1) 制定経緯

ベトナムでは、1998 年、地域住民による地方開発の管理運営について定めた民主制度規定が制定された。この背景には、社会主义化の一環として進められた農業の集団経営システムである合作社（合作社

は伝統的な農村を複数取り込む形で作られたため、伝統的に存在した村落の自治の基盤を失わせるものであった。）がその腐敗・機能不全に対する反省から解体されるに至ったという経緯を前提として、伝統的村落の組織原理の機能復権を図る政策があったようである。グラスルーツ和解に関する法規については、地域住民・伝統的村落による自主的な紛争解決を実現するものであって、上記民主制度規定に沿うるものとして、これに連携して制定された法規規範文書群に含まれる。この制度は、ベトナム社会主义共和国憲法 127 条にも根拠を持つ制度でもある。

(2) 制度の特徴

グラスルーツ和解の制度の特徴としては、ベトナムの最小行政単位である「社」の中に伝統的に存在する thon, xom, ban, ap, to dan pho, その他の集落ごとに和解組という和解を実施する合議体が組織されること（令 7 条 1 項、議定 7 条）、和解組の構成員は、部落の世帯主などによる選挙によって任命されること（令 7 条 2 項、議定 8 条）、和解を行う対象事件を小さな法律違反や紛争³に限定していること（令 3 条、議定 4 条）、和解にあたっては法律の

¹ 原語では *hòa giải cơ sở* と表されており、漢字をそのまま当てはめれば「基礎和解」となる。英訳として *grassroot reconciliation* という語が充てられている。拙訳では、グラスルーツ和解と訳したが、各種文献では、末端レベルの和解、基層レベルの和解、草の根和解などといった日本語訳が充てられている。

² 国会常務委員会令については英訳が存在するが、政府議定は越語のみであるが、ともに当職において越語からの逐語訳を行った。

³ 離婚の訴えを提起する前提として前置すべき和解手続として位置付けられているようである（令 3 条 1 項 b 号、議定 4 条 1 項 c 号、ベトナム婚姻家庭法 40 条参照）。また、労働紛争に関しては和解組による和解の適用が除外されるが（議定 4 条 2 項 c 号）、それに代わるものとして労働法上、労働調停員等の制度があり、上記調停員の調停等が前置されることが労働事件の提訴の要件となっている（改正労働法 201 条等、改正ベトナム民事訴訟法 31 条 1 条参照）。

みならず社会道徳、地域の風俗習慣⁴が重んじられること（令4条、議定3条）、和解は紛争当事者の求めがなくとも和解組の構成員の職権により開始される場合があること（令10条、議定12条）、和解が成立したとしても合意内容に強制力がないため（令14条、議定16条）、合意に従った履行がなされない場合には別途裁判上の手続が必要になること⁵、などが挙げられる。国会常務委員令の冒頭において、その目的として、紛争解決の効率性の向上、住民共同体における法律違反の防止や社会秩序の維持に加えて、裁判所に提起される事件を減少させることをも目的として明確に掲げている点も制度の特徴として指摘できよう。

（3）評価と現状

この制度については、特に農村部においては自主的な紛争解決手段として比較的有効に機能しており、司法アクセスの実現にも貢献しているとの評価がある一方で、住民間の共同体意識が希薄な都市部においてはその意義は相対的に低下しているとの指摘もされているところである。現在、所管官庁である司法省がグラスルーツ和解に関する法律⁶を制定するために具体的な活動を開始していることは注目に値する。

以上

⁴ 各地の慣習は「郷約」として様々な角度からの研究がされている点のみを指摘しておく。

⁵ これに関連して、2011年に成立した民事訴訟法の改正法の議論の過程では、グラスルーツ和解において成立した合意内容を裁判所が承認決定することにより裁判上の和解と同様に債務名義性を与えるというという案が検討された。しかし、裁判上の和解の要件として、合意成立後7日間の再考期間を経なければ裁判所は承認決定をすることができないとするベトナム民事訴訟法187条の存在が障害となり、導入が見送られた。その理由は、①裁判上の和解とする以上、合意の成立時点を捉えてその有効性を判断するのではなく、再考期間後もその合意を維持するかどうかが裁判所の承認決定の判断要素になるという制度を前提としなければならない、②グラスルーツ和解において成立した合意について承認を求める場合というのは、その合意に反して履行しない場合であって、そのこと自体が合意内容を維持しないことの証拠であって、承認決定をすることはそもそも不可能である、ということのようである。

⁶ 国会常務委員会令から法律へ格上げされた例として、民事訴訟法、行政訴訟法などがある。

国会常務委員会

No: 09/1998 /PL-UBTVQH

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

ハノイ 1998年12月25日

国会常務委員会 1998年12月25日 No. 09/1998 /PL-UBTVQH

グラスルーツ和解の組織及び活動に関する法令

住民共同社会における団結、相互扶助、情愛の伝統を十分に活かし、グラスルーツレベルでの人民間の小さな法律違反行為及び紛争の解決の効率性を向上させ、法律違反を防止・減少させ、社会の秩序と安全を保障し、裁判所に提起される事件を減少させることに資するために、

1992年ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、

1998年の法律及び法令の起草計画に関する第10回会期、第2回会議における国会決議に基づき、

この法令はグラスルーツ和解の組織及び活動について規定する。

第1章 一般規定

第1条 和解

グラスルーツ和解とは、指導、補助、説得することを通じて、紛争当事者が、小さな法律違反や紛争について互いに自主的な解決に達することであり、人民内部の団結を維持し、家庭、住民共同社会における感性や美しい伝統的道徳を確かなものにして十分に活かし、住民共同社会における法律違反を予防・減少させ、社会の秩序と安全を保障することに資するものである。

第2条 和解の形式

グラスルーツ和解は、法律、社会道徳、人民の美しい風俗・習慣に従い、和解組、又は、thon・xom・ban・ap・to dan pho¹その他の住民集落における人民のその他の適当な組織の活動を通じて行われる。

国家は、住民共同社会における和解活動、和解形式に関する条件を創出し、これを奨励する。

第3条 和解の範囲

1. 住民共同社会における小さな法律違反及び紛争に対して行われる和解は以下のものを含む。
 - a. 個人間の矛盾、見解の相違
 - b. 民事、婚姻及び家庭関係から生じる権利利益に関する紛争
 - c. 法律違反ではあるが、法律の規定により刑事手段・行政手段により処理される程度に至っていない事案
2. 以下の行為及び事件は和解の対象にならない。
 - a. 刑事犯罪。被害者が刑事処理を要求していないもの、法律の規定により行政処理に関して国家機関の管轄に属しないものを除く。
 - b. 行政処理法上の違反行為
 - c. 法律違反及び紛争であるが法律の規定により和解をすることができないもの
3. 刑事・行政上の処理を回避するために和解を利用する一切の行為は厳格に禁止する。

第4条 和解の原則

和解は以下の原則に従い行う。

1. 共産党の方針及び政策、国家の法、人民の社会道徳及び良好な風俗習慣に沿う。
2. 当事者の自主性を尊重し、和解の受け入れを義務づける。

¹ thon・xom・ban・ap・to dan pho といった概念はともに村・村落などのニュアンスを持つ言葉であり、基本的には同列の概念のようである。正式な行政単位ではなく、最下層の行政区画であるxaなどの社級の単位の下位に事実上存在する伝統的な地理的な単位のようである。

- 務付けず、強要しない。
3. 客觀性、透明性があり、合理的で人情に沿う。紛争当事者の私生活に関する情報の秘密を守る。その他の者の適法な権利利益を尊重する。国家の利益、公共の利益を侵害しない。
 4. 法律違反を阻止し、その他の発生する恐れのある悪影響を制限し、和解の目的を達成するために、適時に、主導的に、我慢強く行う。

第5条 和解活動におけるベトナム祖国戦線、その構成員としての各組織、その他の社会組織、経済組織、国家機関、人民武装部隊及び国民の役割
ベトナム祖国戦線、その構成員としての各組織、その他の社会組織、経済組織、国家機関、人民武装部隊、国民は、関連する国家機関と密接に協調し、和解組又は住民共同社会におけるその他の和解組織に人民を手配し、グラスルーツ和解の活動のための条件創出を補佐し、法律の規定に従って和解に参加する責任がある。

第6条 和解活動に関する国家管理

1. 和解活動に関する国家管理の内容は以下のものを含む。
 - a. 和解の組織及び活動に関する法律文書を発布する。
 - b. 和解の組織及び活動について指導を行う。
 - c. 和解活動を行う者に対して、共産党の方針・政策、国家の法に関する研修を実施し、和解業務の質を向上させる。
 - d. 和解活動の部分的な総括、総合的な総括を行う。
2. 政府は、国家全体の和解活動について国家管理を統一的に行う。

司法省は、グラスルーツ和解に対する国家管理の実施に関し政府に対して責任を負う。また、各級の人民委員会に対して、指導及び指示を行い、地方における和解活動について國家管理を実施する。

第2章

和解組と和解組の構成員

第7条 和解組

1. グラスルーツ和解組とは、法律の規定に従い人民間の小さな法律違反及び紛争に関して

和解を実施し又は和解の実施を組織するために、thon · xom · ban · ap · to dan pho その他の住民 cumにおいて設立される人民の自己管理組織である。

2. 和解組は、xã, phường, thị trấn の祖国戦線委員会が、同級の人民委員会の同意を得て、祖国戦線の構成員たる各組織と調整の上、人民の選挙のために選択し、推薦される組長及び組員を含む。
3. 政府は、和解組の組長及び組員の選任、免任の手続について詳細を規定する。

第8条 和解組の組長

1. 和解組の組長は、和解組の責任者であるとともに、組員の立場として和解活動に参加する。
2. 和解組の組長は、以下の各任務を負う。
 - a. 仕事を割り当て、和解組の各組員の活動を調和、調整する。必要と認めるときは別の和解組の活動を調整する。
 - b. 和解組の活動について経験の抽出を実施する。
 - c. 和解活動について xã, phường, thị trấn の人民委員会、祖国戦線委員会に報告する。

第9条 和解組の組員の基準

和解組の組員は、以下の基準を有するものとする。

1. 良い品質、道徳を備え、共産党の主張、政策及び国家の法を厳格に執行し、人民の中で威信を有している。
2. 政策、法を実現するよう人民を説得し、動かす能力を有している。
3. 和解の組織に進んで参加し、和解活動において責任感と熱意を有している。

第3章

和解活動

第10条 和解の実施

和解は、以下の場合に実施される。

1. 和解組の組員が、自らの発意により和解を主導し、又は、和解を実施する。
2. 和解組の組長の発意による。
3. その他の機関、組織、個人の提議による。
4. 紛争当事者の一方又は双方からの要求による。

第 11 条 和解の実施者

和解は、和解組の 1 名又は複数の組員によって実施することができる。必要な場合は、和解組の組員は、和解組以外の者を招待して和解に参加させることができる。

第 12 条 紛争に関する和解であって当事者が異なる住民集落に住んでいる場合

紛争当事者がそれぞれ異なる和解組を有する住民集落にいる場合は、それらの和解組は和解を行うために調整するものとする。

第 13 条 和解の手順

和解は、以下の手順で行われる。

1. 口頭による。
2. 当事者双方から要求がある場合又は同意している場合、和解は、和解組の組員によって調書が作成される。
3. 具体的な場合に応じて、和解組の組員は、当事者一方だけ又は当事者双方と面談して、和解を進行することができる。
4. 事件、行き違いが生じた原因を検討し、関連する個人、機関、組織の意見を参考にし、当事者の意見を聞いた後、和解組の組員は、これを分析して、法、社会道徳、人民の良好な風俗習慣に沿った合意に達するように、かつこの合意を任意に実現するように当事者を説得する。

第 14 条 和解の終了

当事者が合意に達し、その合意を任意に履行することを約束したときに²和解は終了する。

和解組の組員は各当事者に対し、同意内容を実現するよう手配し、説得する。

第 4 章

報奨と違反処理

第 15 条 報奨

1. 和解組と和解組の組員は、和解活動において

成果を上げた場合、報奨を受ける。

2. 組織を設立・強化し、グラスルーツ和解組織の活動の効果を向上させ、積極的に和解に参加することに成果を上げた組織、個人は、報奨を受ける。

第 16 条 違反処理

この法令及びグラスルーツ和解に関する法律のその他の規定に違反する行為をした者は、違反の程度に従い、懲戒処理、行政処罰を受け、または刑事責任を追及される。もし、損害を発生させた場合は、法律の規定に従って賠償しなければならない。

第 5 章

施行規定

第 17 条 適用範囲

1. この法令は、グラスルーツの和解組の組織及び活動に対して適用される。
この法令が効力を有する以前に設立されたグラスルーツの和解組に対しては、この法令の規定を、和解活動におけるそれら組織の強化、役割の發揮のための根拠とすることができる。
2. この法令の各規定は、グラスルーツの住民共同社会における人民のその他の適当な組織の和解活動について適用される。

第 18 条 施行の効力

この法令は、交付の日から直ちに効力を有する。
この法令に反する以前の規定はすべて廃止する。

第 19 条 法令の施行の指導

政府は、ベトナム祖国戦線中央委員会と調整して、この法令の施行を指導する。

国会常務委員会に代わり

議長

ノン・ドック・マイン

国会常務委員会

ノン・ドック・マイン

² 原文では、「các bên đã đạt được thoả thuận và tự nguyện thực hiện thoả thuận đó」となっている。合意に達したことについては完了形となっているが、合意の任意の履行について完了形を意味する *đã*～*được* がないため、「任意の履行を約束する」と訳した。

政府
No. 160/1999/NĐ-CP

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福
ハノイ, 1999年10月18日

グラスルーツ和解の組織と活動に関する法令の一部を施行するために
規定する政府議定

政府は

1992年9月30日政府組織法に基づき,
1998年12月25日グラスルーツ和解の組織と活動に関する法令に基づき
ベトナム祖国戦線中央委員会の同意を得て司法省大臣の提議に従い,

議定する

第1章
一般規定

第1条 適用範囲

- この議定は、グラスルーツ和解の組織及び活動に関する1998年12月25日国会常務委員会の法令09/1998/PL-UBTVQHにおけるグラスルーツ和解の組織及び活動に関する一部の条項の詳細を規定する。
- この議定の各規定は、人民裁判所の訴訟手続及び経済仲裁の手続中の和解活動に対しては適用されない。

第2条 グラスルーツ和解

- グラスルーツ和解とは、指導、補助、説得をすることを通じて、紛争当事者が、小さな法律違反や紛争について互いに自主的な解決に達することであり、人民内部の団結を維持し、家庭、住民共同社会における感性や美しい伝統的道徳を確かなものにして十分に活かし、住民共同社会における法律違反を予防・減少させ、社会の秩序と安全を保障することに資するものである。

- グラスルーツ和解の組織及び活動に関する法令第1条における「各当事者」には、ある家庭の構成員全員、家庭、個人を含む。
- グラスルーツ和解の組織及び活動に関する法令及びこの議定の規定にいう「グラスルーツ」という用語は、thon・xom・ban・ap・to dan pho その他の例えば、固定市場、旅行・観光地などの住民集落をいう。

第3条 和解の形式

グラスルーツ和解は、法律、社会道徳、人民の美しい風俗・習慣に従い、和解組、又は、thon・xom・ban・ap・to dan pho その他の住民集落における人民のその他の適当な組織の活動を通じて行われる。

第4条 和解の範囲

- 住民共同社会における小さな法律違反及び紛争に対して行われる和解は以下のものを含む。
 - 人生観、行き方、性格の不一致に関する相違から生じる家庭の構成員間の矛盾、意見の相違、近隣関係にある個人

- 同士の矛盾、意見の相違、例えば、道路の使用、土地の使用範囲、生活水や補助工作物の使用、睡眠時間、公衆衛生の悪化など。
- b. 民事関係から発生する権利利益に関する紛争、例えば、財産関係、民事契約関係、民事義務、相続、土地使用権について発生する紛争。
 - c. 婚姻家庭関係から発生する権利利益に関する紛争、例えば、夫婦の権利義務の実現、父母・子の権利義務の実現、養子縁組、離婚、扶養要求。
 - d. 法律の違反によって発生する紛争であって法律の規定によれば、その違反がまだ刑事手段又は行政手段により処理される程度に至っていないもの、例えば、物の小窃盗、喧嘩をして公共の秩序を乱した場合、殴って軽傷を負わせた場合、交通事故で軽傷を負わせた場合など。
2. 以下の事件は和解しない。
- a. 刑事犯罪
個別的に、刑法の違反行為であるが、刑事訴訟法の規定に従い被害者が刑事事件の立件を要求していない又は立件要求を取り下げたために検察院又は裁判所が訴訟の進行を継続しない場合、及び、法律の規定によると国家機関が行政違反処理の管轄を持たない場合、例えば、故意に負傷させた場合又は他人の健康に損害を与えた場合には、和解しても良い。
 - b. 行政違反処理される法律違反行為は以下のものを含む。
故意又は不注意により国家管理規則に違反する行為で、刑事责任を追及する程度に至っておらず、法律の規定によれば行政違反処理されるべきもの。
社会の安寧、秩序、安全に関する法律違反行為であるが、刑事责任を追及する程度に至っておらず、法律の規定によれば行政違反処理手段、例えば、xã, phường, thị trấn における教育、教養学校への入所、教育施設への入所、医療施設への入所、行政監視、などが適用されるべきもの。
- c. グラスルーツ和解の組織及び活動に関する法令の第3条2項c号に規定する、法律違反及び紛争であるが法律の規定に従って和解することができないものには、以下のものを含む。
 - 法律違反の結婚
 - 国家財産に対する損失発生
 - 法律に違反する取引から発生した紛争
 - 労働に関する紛争
- ## 第5条 グラスルーツ和解活動に関する司法省及び各級の人民委員会の責任
1. 司法省は以下の責任がある。
 - a. 和解の組織及び活動に関する法規範文書を起草し、発布権限のある政府に提出する、又は権限に従い自ら発布する。
 - b. 全国における和解の組織及び活動に関する指導を行う。
 - c. 自らあるいは司法局を指導して、和解活動を行う者に対して、共産党の方針・政策、國家の法に関する研修を実施し、和解業務の質を向上させる。
 - d. 全国における和解組の和解活動の一部総括、全体総括を行う。
 2. 各級の人民委員会は、司法省の指導、指示に従いグラスルーツ和解活動に関する国家管理を実行する。
具体的な状況及び地方の予算規模に基づき、各級の人民委員会は、地方における和解活動の効果を向上させる目的で、組織の健全化、業務の研修、一部及び全体の総括、競争の実施、報奨のための経費について条件を創設し、共助する。
- ## 第6条 グラスルーツ和解活動に関する地方の司法機関の責任
- 地方の各司法機関は和解活動について、具体的には以下のように同級の人民委員会を補佐する。
1. 司法局の責任
 - a. 和解活動に関する法規範文書を起草し、発布権限のある人民委員会に提出する。
 - b. 司法省及び省級の人民委員会の指導に従い、その地方の範囲における和解の組織及び活動に関する上級の規定の実

- 施を指導する。
- c. 自らあるいは司法室を指導して、和解活動を行う者に対して、共産党の方針・政策、国家の法に関する研修を実施し、和解業務の質を向上させる。
 - d. その地方における和解組の和解活動について一部総括、全体総括を行い、省級人民委員会及び司法省に報告し、競争を実施し、地方の和解活動について報奨を行う。
2. 司法室の責任
 - a. 上級の司法機関及び県級の人民委員会の指導に従い、司法委員会に対して、地方における和解活動についての規定の実現を展開するように指導する。県級の人民委員会に対して、組織の健全化、地方における組織の健全化及び和解活動の効果の向上のための方策を提出する。
 - b. 上級の司法機関の指導に従い、地方における和解業務の研修を実施する。
 - c. その地方の和解組の和解活動の一部又は全体の総括を行い、県級の人民委員会及び上級の司法機関に対して和解活動についての報告を行う。競争を実施し、地方における和解組の和解活動に対する報奨を行う。
 3. 司法委員会の責任
 - a. 上級の司法機関の指導に従い、地方における和解組のために、和解業務の研修、業務資料の提供を行う。
 - b. その地方の和解組の和解活動の一部又は全体の総括を行い、xã, phường, thị trấn の人民委員会及び上級の司法機関に対して和解活動についての報告を行う。競争を実施し、地方における和解活動に対する報奨を行う。

第 2 章 和解組と和解組の組員

第 7 条 和解組

1. グラスルーツ和解組とは、法律の規定に従い人民間の小さな法律違反及び紛争に関して和解を実施し又は和解の実施を組織するための組織である。
- ために、thon · xom · ban · ap · to dan pho その他の住民 cum において設立される人民の自己管理組織である。
2. 和解組は組長及び組員を含む。
- 和解組は 3 名以上の組員を含む。住民集落の具体的な特徴・状況、thon · xom · ban · ap · to dan pho の会合の結果、世帯主の会合又は世帯主の意見投票の結果に基づき、xã, phường, thị trấn の人民委員会主席が、その地方の和解組の総数を決定する。

第 8 条 和解組の組員、組長の選任手続

1. xã, phường, thị trấn の祖国戦線委員会は、祖国戦線の構成員組織と調整して、人が選挙で選ぶために、人を選別・推薦する。満 18 歳以上の公民で、民事行為能力を有し、グラスルーツ和解の組織及び活動に関する法令の 9 条に規定する基準を十分に満たす者は、選任されるために、和解組の組員の選挙人名簿に入れるよう立候補することができる。
 2. 和解組の組員の選挙は、和解組が活動する場所の thon · xom · ban · ap · to dan pho その他の住民 cum において組織され、以下の形式の 1 つに従い実施される。
 - a. 人民の会合における公開の投票又は秘密投票
 - b. thôn, xóm, bản, áp, tông dân phố の世帯主の会合における公開の投票又は秘密投票

人民の会合に参加する者又は世帯主の会合における世帯主の代表者は、満 18 歳以上であって民事行為能力を有していなければならない。

上記の各会合を行うには、少なくとも全体の 3 分の 2 以上の者の参加がなければならない。
 - c. 会合を組織することができない場合は、家庭の世帯主の意見投票
- 和解組の組員に選挙される者は、参加者の過半数の賛成の投票を得なければならない。
3. 和解組の組長は、和解組の組員の中から、全組員によって選ばれる。
 4. thôn, xóm, bản, áp, tông dân phố tông の長は、

和解組の組員の選挙のために、人民会合、世帯主の会合を組織し主催し、又は、世帯主の意見投票を組織する。

人民会合、世帯主の会合における和解組の組員の選挙調書、世帯主の意見投票の結果調書、和解組の組長の選挙調書は、xã, phường, thị trấn の人民委員会主席に送付され、和解組の構成員を同意するか検討される。

第9条 和解組の組員の免任

1. 和解組の組員の免任は以下の場合において行われる。
 - a. 法律違反行為がある。
 - b. 社会道徳に反する行為がある。
 - c. 和解活動への熱意に欠ける。
 - d. 本人の希望により和解組からの離脱の申出があった。
2. thôn, xóm, bản, áp, tò dân phó tò の長が主催した和解組の組員の免任に関する人民会合、世帯主の会合又は世帯主の意見投票の結果の調書に基づき、司法委員会は文書で、同級の人民委員会主席に対して、免任の検討を検討するよう提議する。

第10条 和解組の組長

1. 和解組の組長は、和解組の責任者であると同時に、組員の立場として和解活動に参加する。
2. 和解組の組長は、以下の各任務を負う。
 - a. 仕事を割り当て、和解組の各組員の活動を調和、調整する。業務の向上にあたり、及び、その和解組の活動地域に関連する紛争に関する和解活動にあって、各和解組を調整する。
 - b. 定期又は不定期に会合を組織し、和解活動に関する経験の抽出し、xã, phường, thị trấn の人民委員会に対して和解活動の効果の向上の方策を提出する。和解業務の向上のための資料や情報を提供する。
 - c. 定期又は不定期に和解活動について xã, phường, thị trấn の人民委員会及び同級の祖国戦線委員会に報告する。
 - d. thôn, xóm, bản, áp, tò dân phó tò の長、グラスルーツの国家機関、社会政治組織との関係において、和解組のた

めに代表する。

第11条 和解組の組員

和解組の組員は、以下の各権限、任務を有する。

1. この議定の第4条1項に規定する事件を和解する。
2. 和解活動を通じて、人民に対して、厳格に法律を執行するよう宣伝し、動機付ける。
3. 和解の範囲に属しない紛争がその地方の秩序、安寧に影響を与える可能性がある場合は、和解組の組員は、xã, phường, thị trấn の人民委員会に対して、検討して解決方法を取つてもらうために、報告しなければならない。

第3章

和解活動

第12条 和解の実施

和解組の組員による和解は、以下の場合に、実施され、又は実施が組織される。

1. 和解組の組員が、直接紛争を目撃し又は知った場合において、自らの発意により、和解を主導し、又は和解組以外の者を招待して和解を実施する。
2. 和解組の組長の仕事の割り当てに基づく。
3. 機関、組織、個人の提議に基づく。
4. 紛争当事者の一方又は双方からの要求に基づく。

第13条 和解の実施時間・場所

1. 和解は、当事者の要求又は和解組の組員の発意による時間に行われる。
和解は、紛争が起きた時点において直ちに、和解組の組員の発意に基づき行うことができる。もし、和解組の組員が直接目撃した紛争であって、必要であると認めるときは、直ちに和解を行わなければならない。
2. 和解組の組員は、当事者の希望に沿って、和解にとって便利な地点を選択しなければならない。

第14条 和解の実施者

1. 和解は和解組の組員の1人又は一部により行うことができる。
2. 和解組の組員は、和解組以外の者を招待して、

和解を行わせ又は和解に参加させることができる。一定の法学の水準を満たし、社会の見識があり、紛争当事者に対して威信を有する者を招待することができる。個別具体的な場合には、親戚、友人、隣人、年長者、紛争の原因を良く知っている者を招待することができる。

3. 和解組の組員が、和解が必要な事件に関連する者である、又は、その他の個人的な理由で和解の客觀性若しくは成果の達成を保証できない場合には、和解を進めない。
和解を継続できない場合は、和解組の組員は、適時に組長に対して報告し、組長に仕事を割り当てられた別の組員に業務を渡す責任がある。

第 15 条 当事者が別の集落にいる場合の紛争の和解

紛争当事者が異なる和解組が存在する住民村落にいる場合、それぞれの和解組は和解を実施するために調整する。和解の調整は、以下のように行う。

1. 組長又は組長に仕事を割り当てられた者が和解を行う。
2. 和解を実施する組員が直接互いに調整することができるが、ただちに、和解の実施の調整に関して組長に報告しなければならない。

第 16 条 和解の終了

1. 和解は、各当事者が合意に達し、曾於合意内容を任意に履行することを約束したときに終了する。

合意の実現が困難な場合、和解組の組員は、各当事者、同意の実現に向けて動員し、各当事者を説得し、又は、各当事者が任意に合意を実現するための条件を作るよう *thông, xóm, bản, áp, tò dân phó* の長に対して提案し、又は *xã, phường, thị trấn* の人民委員会に建議することができる。

2. 各当事者が合意に達することができず、和解を継続しても結果に達することができない場合には、和解組の組員は、各当事者に対して、緊張関係にある当事者間の複雑な紛争、意見の対立を解決する権限のある国家機関に対して解決するよう提議するために、必要な手続を執るように指導する。また、住民地

域における安寧、秩序に影響を与える可能性がある場合には、和解組の組員は、権限のある機関に対して解決方法を探るよう建議するため、和解組の組長に対して適時に報告する。

第 4 章 報奨と違反処理

第 17 条

1. 和解組と和解組の組員は、和解活動において成果を上げた場合、報奨を受ける。

xã, phường, thị trấn における報奨については、司法委員会が、祖国戦線の工作委員会と調整して、和解組の選定に基づき報奨を受ける人の名簿を作成して、*xã, phường, thị trấn* の人民委員会主席が報奨するために、これに対して提議する。

司法室は県級で報奨を受ける人の名簿を作成して、県級の人民委員会の主席が報奨するために、これに対して提出する。

司法局は、省、中央直轄市の人民委員会に報告し、省級における報奨を組織する。司法省に対して、中央省庁レベルでの報奨を実施するために、競争活動、報奨について報告する。

2. 組織を設立・強化し、グラスルーツ和解組織の活動の効果を向上させ、積極的に和解に参加することに成果を上げた国家機関、社会政治組織、社会組織、個人は、報奨を受ける。

第 18 条 違反処理

グラスルーツ和解の組織及び活動に関する法令及びこの議定並びにグラスルーツ和解に関する法律のその他の規定に違反する行為をした者は、違反の性質、程度に従い、懲戒処理、行政処罰を受け、または法律の規定に従って刑事責任を追及される。

第 5 章 施行規定

第 19 条 グラスルーツ和解の組織及び活動に関する法令が効力を生じる日の以前に設立された和解組の公認

グラスルーツ和解の組織及び活動に関する法令が効力を有する以前に設立された和解組は、その和解組が活動する場所の xã, phường, thị trấn の人民委員会によって、確立し、健全化され、公認され、活動が継続される。

第 20 条 施行の効力

この議定は署名の日から起算して、15 日後に効力が生じる。

司法省は、この議定の施行を指導する責任がある。各大臣、中央の省レベルの機関の長、政府所属機関の長、省・中央直轄市の人民委員会の主席は、この議定の施行について責任を負う。

政府

首相

(署名)

ファン・ヴァン・カイ